

目 次

序章 「取扱説明書」「注釈書」「判例集」からみる韓国政治 1

「不可解な」韓国にどのように臨むのか (2) それぞれとして理解する (3) 「私」のバイアスを自覚する (4) 各章の見取り図——統治機構編 (5) 各章の見取り図——人権編 (7) 各章の見取り図——「あの国」のかたちとゆくえ (8) 地域研究のあり方 (9)

第 1 章 韓国憲政史における憲法改正／憲法体制の変化 12

- 1 9 回の憲法改正と 1987 年憲法の持続……………13
韓国「憲政史」という視点 (13) 憲法改正の焦点 (14)
1987 年憲法の改正論 (15) 憲法改正手続きの難易 (16)
- 2 憲法／憲法体制……………17
「憲法体制」という視点 (17) 憲法改正なき憲法体制の変化 (18) 「短い」憲法 (19) 慣習憲法 (20)
- 3 1987 年憲法の改正なき憲法体制の変化……………22
選挙制度の変化 (22) 議会制度の変化 (23) 地方自治制度の変化 (24) 憲法裁判所の決定という契機 (25)
- 4 新興民主主義体制定着のモデルケース? ……27
「一部自由」から「自由」へ (27) 国を測るさまざまな指標 (28) 民主主義「後退」の懸念 (30) 憲法／憲法体制と政治体制 (30)

第2章 「帝王的」大統領制？ 韓国大統領はどのくらい強いのか 33

- 1 1987年憲法でも依然として「帝王的」？……………34
朴槿恵大統領の弾劾・罷免と「帝王的」大統領制（34）
「政治報復」の連鎖（35） 歴代憲法における「大統領」
の位置づけ（36） 大統領制と議院内閣制（37）
- 2 「強さ」の条件（1）——憲法上の権限……………40
首相がいる大統領制（40） 執政権力を比較する（41）
ほかの憲法機関に対する人事権（42） 政策領域ごとの裁
量（43）
- 3 「強さ」の条件（2）——党派的権力……………44
「与大野小」国会と「与小野大」国会（44） 選挙サイク
ル（45） 与党に対する統制（46） 連立与党の場合
（47）
- 4 尹錫悦大統領の場合……………48
「与小野大」国会と人事（48） 「与小野大」国会と拒否権
（49） 「潜龍」と「龍山」大統領室（50） 2人の代理人
（51）

第3章 議会制度——「通法府」か、アリーナか 54

- 1 国会議員とは誰か／国会とは何か……………55
一院制議会（55） 「小さい」国会／「多すぎる」議員
（56） 「ソ五男」「ソ六男」偏重（57） 政治的代表か、
代理人か（58）
- 2 国会の憲法上の権限と閾値……………59
立法権（59） 人事への任命同意（61） 与党議席率の閾
値（62） 「大統領 vs. 国会」か、「政府・与党 vs. 野党」
か（63）
- 3 国会のパフォーマンス……………64
立法（64） 委員会における「5分の3」という閾値
（66） 任命同意・解任建議（67） 弾劾訴追・予算（68）

4	アリーナ化が進む韓国国会……………69 変換型とアリーナ型(69) イデオロギー的分極化(70) 「労働」をめぐる対立(71) 党派対立「深刻」・議会「不 信」(72)	
第4章 選挙制度——「選び方」の「決め方」		75
1	「大統領直接選挙制復活」としての「民主化」……………76 体育館選挙と朴正熙・全斗煥(76) 1987年大統領選挙 (77) 執政連合の試み(78) 「大統領は在職中刑事上の 訴追を受けない」(79)	
2	大統領候補の選び方……………80 大統領(候補)のための政党(80) 1997年大統領選挙 と党内予備選挙(82) 2002年大統領選挙と「国民競 選」(83) 2007年大統領選挙と「党心」「民心」(84)	
3	国会議員の選び方……………85 小選挙区比例代表並立制(85) 二大政党制(86) 並立 制から準併用制へ(87) 選挙制度という基幹的政治制度 (89)	
4	地方政府の選び方……………89 完全な統一地方選挙(89) 選挙制度の変化(91) 地方 政治における「与大野小」／「与小野大」議会(92) 「選び方」の「決め方」(93)	
第5章 地域主義から階級対立へ?——変容する政党システム		95
1	民主化以前の選挙……………96 権威主義体制と選挙(96) 「野都」現象(97) 1971年 大統領選挙(98) 1978年総選挙・1985年総選挙 (99)	
2	地域主義——出生地から居住地へ……………100 単一国家における「地域主義」(100) 嶺南と湖南 (101) 政党システムの全国化(103) 住宅と政治	

	(105)	
3	「年齢層」「イデオロギー」の重層構造……………	106
	386 世代 (106) 安全保障をめぐる保守／進歩 (107)	
	経済・社会をめぐる保守／進歩 (108) 2030 世代と 86	
	世代 (109)	
4	韓国における「世代」……………	110
	加齢しても保守化しない 86 世代 (110) 「圧縮された近	
	代」と世代形成 (111) 「頭数を数える」民主主義	
	(112) 世代間正義と世代内格差 (113)	
第 6 章 2 つの司法——大法院と憲法裁判所		116
1	司法という政治プレーヤー……………	117
	司法人事 (117) 司法積極主義 (118) 歴代憲法におけ	
	る違憲審査権の所在 (119) 1987 年憲法と憲法裁判所	
	(120)	
2	大法院……………	121
	最終審 (121) 「帝王的」大法院長? (122) 司法の選	
	出サイクル (123) 緊急措置は法律か、命令か (126)	
3	憲法裁判所……………	127
	所長人事否決の事例 (127) 「法院の裁判」は管轄外	
	(128) 変形決定と対話的違憲審査 (130) 「社会のかた	
	ち」を変えた決定 (131)	
4	政治の司法化／司法の政治化……………	132
	政治の司法化 (132) 司法の政治化 (133) 司法に対す	
	る信頼 (134) 「司法政治論」という視点 (135)	
第 7 章 ソウル共和国——中央・地方間関係と地方政治		138
1	中央・地方間関係……………	139
	国・広域自治体・基礎自治体の 3 層構造 (139) 特別	
	市・広域市・特別自治市・道・特別自治道 (140) 市・	
	郡・区 (141) 再編される広域自治体／合併しない基礎	

- 自治体 (142)
- 2 「首都圏」への人口集中……………143
 メガシティとしてのソウル (143) ソウルの人口学的変化 (144) ソウル/首都圏 (145) 首都圏だけがカウントされる (146)
- 3 ソウル以外はすべて「地方」……………148
 地雑大 (148) 人口の自然減少・社会減少 (149)
 89 / 226 (150) 多文化共生社会へ? (151)
- 4 地方次元における首長・議会間関係……………152
 いちどに7票も投じる (152) ソウルの事例 (153) 湖南の事例 (156) 垂直的な統合政府/分割政府 (157)

第8章 メディアと感情的分極化

159

- 1 「メディア」ではなく「言論」……………160
 「選挙を前に親が読んでいる新聞が気になる」(160) まだ数が多い全国紙 (161) 「夜の大統領」とNAVER (162) アジェンダ設定とフレーミング (163)
- 2 放送メディアに対する政府の統制……………164
 放送通信委員会と総合編成チャンネル (164) KBS・MBC・EBS (165) 放送通信委員会委員長人事 (166) 「陣地戦」としてのメディア (168)
- 3 「ファンダム政治」とは何か……………169
 政治家ファンクラブ (169) 金於俊「総帥」(171) クラスタの分化 (172) 「私だけが正しい」という確証バイアス (173)
- 4 内/外の感情的分極化……………174
 「政治に特有」な感情的分極化 (174) 「アンチ」で結束 (175) 他陣営との「結婚は考えられない」(176) 韓国民主主義の「生き延び方」(177)

第9章 反復される「ろうそく集会」 ——投票外政治参加と代議制民主主義

180

- 1 「ろうそく集会」か、「ろうそく革命」か……………181
「ろうそく集会」と憲法第1条(181) 朴槿恵大統領の
弾劾・罷免と「ろうそく集会」(182) 4月革命, 5・18
光州民主化運動, 6月民主抗争(184) 他者の合理性の
理解(185)
- 2 投票外政治参加としての「ろうそく集会」……………186
「反米で何が悪い」発言(186) 大統領弾劾訴追反対集会
(188) 米韓FTA(189) 曹国事態をめぐる2つの集会
(190)
- 3 1987年憲法における「民心」……………191
直接民主主義的な要素(191) 国民請願(192) 世論調
査共和国(193) 「民心」と「党心」(194)
- 4 代議制民主主義体制に対する評価……………196
デモ・ボイコット・署名への参加経験(196) 政党・議
会・選挙に対する信頼(197) 代議制民主主義以外の統
治容認?(198) 代議制民主主義の現状(199)

第10章 女性のいない民主主義 ——「イデナム」と「イデニョ」

201

- 1 政治における女性……………202
選出職における女性(202) 政府・司法における女性
(203) クォータ制の導入(204) 改善されないままの
ジェンダーギャップ(205)
- 2 有権者としての女性……………206
「低かった」投票率(206) フェミニズムの争点化
(207) 保守化するイデナム/進歩化するイデニョ
(208) 分岐の契機(210)
- 3 「経断女」から「私のことは私が決める」へ……………211
『82年生まれ, キム・ジョン』(211) ケアワークをめぐ

	る構造 (212) 「非婚」「無子」という自己決定 (214)	
	少子化「問題」(215)	
4	社会階層と世代……………216	
	男性限定の徴兵制 (216) ポリティカル・コレクトネス	
	(217) 社会経済的地位の世代間継承 (218) 合理的	
	「調整」(219)	
第 11 章	第三極の模索——階級政治の「現住所」	222
1	「反共」が事実上「国是」だった?……………223	
	体制間競争と国家保安法 (223) 進歩党事件 (224)	
	「国是の第一義」としての「反共」(225) 「制度圏野党」	
	との協定による民主化 (226)	
2	1987 年憲法体制のリミット……………227	
	定着しない第三党 (227) 「労働」を掲げた第三党	
	(228) 統合進歩党と政党解散 (230) 正義党の葛藤	
	(231)	
3	世代で異なる保守／進歩……………232	
	イデオロギーの諸相の変化 (232) 「ネロナムブル」とい	
	う欺瞞 (233) イデナム／イデニョにとっての「公正」	
	(234) 保守／進歩を「はかる」(235)	
4	「階級政治」の不在?……………236	
	労働の分断 (236) 「江南左派」の裏切り (237) 「バラ	
	モン左翼」「商人右翼」「自国主義」(240) 「人間解放」	
	の諸相 (241)	
第 12 章	外交安保政策・南北朝鮮関係と執政中枢	243
1	「青瓦台政府」から「龍山大統領室」へ……………244	
	青瓦台政府 (244) 外交安保の政策裁量 (245) 龍山大	
	大統領室 (246) 国家安保室と外交安保政策・南北朝鮮関	
	係 (247)	
2	政権交代と日韓関係……………249	

- 日韓「慰安婦」合意 (249) 政権交代と「被害者中心アプローチ」(250) 尹錫悦大統領と徴用工問題の「解決」(251) 「日米韓」安保連携とキャンプ・デービッド (253)
- 3 政権交代と南北朝鮮関係……………254
 南北首脳会談 (254) 2回の米朝首脳会談 (255) 「自由」「人権」の重視 (256) 「2つのコリア」へ? (257)
- 4 グローバル・ヒストリーにおける韓国……………258
 米韓同盟 (258) 米中の狭間 (259) 「グローバル中核国家」とインド太平洋戦略 (261) 執政中核の「世界観」(262)

第13章 韓国国民／韓民族のリミット

264

- 1 大韓民国における／と「北韓」……………265
 北朝鮮は「反国家団体」(265) 南北ともに国連「加盟国」(266) 「自由民主的基本秩序に立脚した」統一韓国 (267) 「統一」に関する韓国国民の認識 (268)
- 2 「脱北者」と外国人……………269
 「二級国民」としての「北韓離脱住民」(269) 国会における代表 (271) 「国籍」「居住」「参政権」(272) 移民大国化する韓国 (274)
- 3 「韓民族」か、「韓国国民」か……………275
 「大韓民国の国民」というアイデンティティ (275) 「韓国人」たる条件 (276) 「脱北者」に対する認識 (277) 「我が領土の範囲」はどこまでか (278)
- 4 憲法事項としてのナショナル・アイデンティティ ……279
 「大韓民国」という国名 (279) 「大韓民国臨時政府」の位置づけ (280) 時を統べる国家 (281) 国語・国旗・国歌という象徴 (283)

第14章 「1987年体制」か、「1997年体制」か ——「政治経済」という視点

285

- 1 「小規模開放経済」として成長……………286
アジア通貨危機と1997年大統領選挙(286) 構造改革
と「IMF危機」(287) 準備なき「世界化」(288) 「政
治経済」という視点(289)
- 2 韓国憲政史における「政治経済」……………290
1948年憲法と農地改革(290) 国家による「規制と調
整」(291) 「官治金融」を通じた産業育成(292) 「経
済の民主化」という憲法条項(293)
- 3 1987年憲法における「政治経済」……………295
「変革」に向けた課題(295) 「不動産戦争」と財産権
(296) 一律給付はバラマキか(298) 予算編成権と処
分的法律(299)
- 4 ナショナルな政治／グローバルな経済……………300
「安米経中」から「経済安保」へ(300) 韓国銀行の独立
性(301) 金融・財政・税制を通じたインセンティブ構
造の変化(302) 国家に自律性はどこまで残るか(303)

第15章 韓国という「国のかたち」のゆくえ

306

- 1 何が、どのレベルで変わるのか……………307
大統領, 所属政党, 党派性(307) 大統領・国会間関係
(308) 地方政治(309) 司法政治(310)
- 2 憲法体制のさらなる変化……………311
憲法の改正なき憲法体制の変化(311) 選挙制度改革と
政党システム(312) さまざまな政治改革案(313) 分
極化のさらなる深刻化(314)
- 3 1987年憲法の改正……………315
「米国型」大統領制へ?(315) 半大統領制へ?(316)
議院内閣制へ?(317) 「民主理念」というナショナル・
アイデンティティ(319)

4 比較のなかの韓国政治……………320

「基本秩序」とは何か (320) 民主主義の「後退」 (321)

韓国政治をどのように理解するか (323) 韓国という

「国のかたち」 (324)

あとがき 327

略年表 331

韓国政府組織図 335

大統領室組織図 336

キーワード索引 337

韓国の人名・地名索引 350

凡例

- * 別に記さない限り、本書における「現在」とは2024年6月を指す。
- * 本書では、大韓民国憲法（1987年憲法）の条項を以下の例のように記す。

例：§11-1 →大韓民国憲法第11条第1項

コラム

- 1 日付で歴史的出来事を記憶する 26
- 2 President / 大統領 38
- 3 親日財産帰属法 64
- 4 投票用紙の記載順 90
- 5 政党名 102
- 6 憲法裁判所所長の任期 128
- 7 道路名住所 154
- 8 「推し」とファン 170
- 9 「イムのための行進曲」を斉唱するということ 182
- 10 良設定問題 212
- 11 勤労者／労働者 238
- 12 外交部と通商交渉 248
- 13 以北五道委員会 270
- 14 犠牲比 296
- 15 『葬送のフリーレン』と韓国憲政史 322

あとがき

本書は「韓国政治」論のスタンダードを完全に書き換えようとするものです。

隣国でありながら韓国政治について皮相的な見方しか私たちは有していません。一方では、「政治が安定しない」「司法が国民情緒に阿おもねる」と唾つらう向きがあります。他方では、「政権交代がある」「選挙後も、「民心（民意）」が政治を主導している」と手放して讚える向きがあります。いずれも、韓国という「国のかたち」に対する断片的な知識によるものであり、なかには日本政治に対する願望や失望がそのまま投影されたものすらみられます。

本書では、大韓民国憲法や、選挙制度など基幹的政治制度を定めた憲法体制を「取扱説明書」として理解し、そのゲームのルールのなかで展開されているさまざまなプレーについて「事例研究ケーススタディ」をおこないました。その際、「注釈書コンメンタル」や「判例集ケースブック」のように、2つの司法（大法院〔最高裁判所〕と憲法裁判所）の判決・決定をつぶさに読み解こうと試みました。それだけ司法は重要な政治プレーヤーであるし、ときに「不可解に」映る言動も、その世界の人々にとってはそれなりに「合理的」であるからです。地域研究の使命と醍醐味は、そうした地域特有の「現地語」と、アカデミアの「普遍語」、さらには一般読者の「日常語」のあいだで「翻訳・通訳」を務めることです。

2024年のノーベル文学賞に決まったハン・ガンの作品は、日本語にもっとも多く翻訳されているといます。選定理由に挙げられた『菜食主義者』（きむふな訳、CUON）は「新しい韓国の文学」シリーズの創刊第1作として2011年に刊行されています。外国文

学の紹介には、それだけ目利きの翻訳家と出版社の存在が欠かせません。その後、このシリーズは第23作まで続いていて、日本語読者が享受できる作家やジャンルも多様化しています。

地域研究においても、粘り強く、長年、定点観測を続けることが求められています。毎日、同じルートを散策すると、昨日まではあったが今日は無いものや、逆に、昨日まではなかったが今日はあるものに気づきやすいといいます。なにより、「おもしろい」「大切だ」と思ったことは、翻訳・通訳を通じて、読者に率先して届けたいものです。

韓国の場合、保守／進歩のあいだの対立、分極化が深刻化しているため、それぞれの立場や視点をまずはそのまま理解する姿勢や技法が問われています。誰も政治志向や社会経済的地位が近い人とはつき合いやすいだけに、釣^り合^いよ^くア^プロ^ーチしないと、全体像がわかりません。

だからこそ、2024年度、初めて在外研究の機会を得て、学位留学(2000-05年)以来19年ぶりに暮らしているソウルでも、オープン・ソース・インテリジェンス公開情報の徹底的な分析には一層力を入れています。韓国紙15紙の社説やコラムを毎日欠かさず読み、世論調査も経年の推移を追跡すると同時に、性別・年齢・政治志向などに分けて動向を把握することを心がけています。

私事で恐縮ですが、2020年代に入り、職場や家庭で「出来事」があり、それ以前の「当たり前」が足元から崩れ落ちる経験をしました。その葛藤のなかで、私をいちばん苦しめたのは、こうでなければならぬという「正常」イデオロギーです。いまでも、「元に戻りたい」と思っているところがあります。鬱病の寛解は遠そうですし、適応障害は環境次第なので、職場復帰を前に不安が先立ちます。

そこここで、「普通」が根元から問い直されています。「10年経てば山河も変わる」といいますが、韓国社会の規範や秩序構成コンステイチューションは一変しました。「以前やったことがあるのでオレは全部知っている」という態度はもはや通じませんし、それでは「いま・ここ」がまるでわかりません。

私たちは、それぞれのOS（オペレーティングシステム）そのものを更新しないと、新しいアプリが動かないどころか、ダウンロードすらできないという不連続な変化のまっただなかにあります。

本は著者が読者を限定するものではありませんが、主に5つの読まれ方を念頭に置いて書きました。

第1に、「韓国政治」です。本書は大統領の個性や政治文化を否定するものではありませんが、ゲームのルールとプレイヤーのあいだの戦略的相互関係という見方でアプローチしてこそ、政治に一般的な機制や傾向と、その地域や時代、個人の「特異性」が同時にみえてくるはずです。

第2に、「比較政治」です。政治制度（の組み合わせ）の（意図せざる）帰結や、その形成・持続・変化のダイナミズムについて分析するうえで、韓国は「重大な」事例のひとつです。

第3に、「韓国学」です。K-POP、映画やドラマ、文学、韓国語の関心が高まっていますが、文化・言語と政治は密接に関係しています。たとえば、『少年が来る』（井手俊作訳、CUON、2016年）や『別れを告げない』（斎藤真理子訳、白水社、2024年）などのハン・ガンの作品を深く味わうためには、「5・18」（1980年）や「4・3」（1948年）など韓国憲政史の理解が欠かせません。

第4に、「憲法学」です。政治は憲法に則っておこなわれるべきですし、司法も政治部門（執政長官〔大統領や首相〕や議会）や国民とのあいだで戦略的に行動を選択しているプレイヤーであるとみな

す「司法政治論」の観点からすると、日韓は対照的な「判例集」として、互いに参照し合えるはずでず。

第5に、外交官、特派員、駐在員など実務家にとっての「ハンドブック」です。初見の出来事は「大きく」映るものですが、索引から前例／先例をたどり、比較のなかに位置づけることで、適切に対処しやすくなるはずでず。

最後に、ご多忙にもかかわらず、草稿をご高評くださった多湖淳（早稲田大学教授）、網谷龍介（津田塾大学教授）、中川孝之（読売新聞社ソウル支局長）の3氏には特に感謝申し上げます。また、有斐閣編集部岡山義信氏は実にプロフェッショナルな仕事ぶりで文字どおり二人三脚をしてくださいました。

主治医の先生と妻が話をじっくり聞き、そっと傍にいてくれたおかげで、なんとか生き延びることができています。

本研究は同志社大学在外研究費とJSPS科研費JP23K11590の助成を受けたものです。

2024年10月21日

ソウル・統一研究院にて
浅羽 祐樹

著者紹介 浅羽祐樹 (あさば ゆうき)

1976 年生まれ。

2006 年、ソウル大学校社会科学大学政治学科博士課程修了。

Ph.D. (政治学)。

現在、同志社大学グローバル地域文化学部教授

専門は、韓国政治・比較政治学・司法政治論

主な著作に、『韓国語セカイを生きる 韓国語セカイで生きる——AI 時代に「ことば」ではたらく 12 人』（共編著，朝日出版社，2024 年），『はじめて向きあう韓国』（編著，法律文化社，2024 年），『韓国とつながる』（編著，有斐閣，2024 年）ほか。

比較のなかの韓国政治

Korean Politics in Comparative Institutions

2024 年 12 月 10 日 初版第 1 刷発行

著者 浅羽祐樹

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

<https://www.yuhikaku.co.jp/>

デザイン 高野美緒子

印刷 萩原印刷株式会社

製本 牧製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社亨有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2024, Yuki Asaba.

Printed in Japan. ISBN 978-4-641-14954-0

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。